

# 大分県報

令和二年  
第八六号  
三月六日

（金曜日）

## 目次

### 教育委員会規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正……………一

### 告示

救急病院等の認定……………一

大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の一部変更……………二

道路区域の変更……………二

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………三

### 公告

落札者等の公示……………四

### 監査公表

監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………四

## ○教育委員会規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二号

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一号中「四時間」を「三時間」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。  
二 三時間以上四時間未満 二千七百円  
三 四時間以上 三千六百円  
附則  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## ○告示

### 大分県告示第百三十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和二年三月六日

大分県知事 広瀬 勝貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	大分赤十字病院	大分市千代町三丁目二の三七	令五・二・一から 令五・二・一三まで
救急病院	社会医療法人関愛会佐賀関病院	大分市大字佐賀関七五〇番地の八八	令五・二・一から 令五・二・一三まで
救急病院	社会医療法人恵愛会大分中村病院	大分市横田二の一一の四五	令五・二・一から 令五・二・一三まで
救急病院	国立病院機構大分医療センター	大分市大手町三丁目二番四三号	令五・二・一から 令五・二・一三まで



その関係図面は、令和二年三月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道高森竹田線	竹田市大字玉来字玉来八九一番地先から	前	メートル 一・二・五 九・五	メートル 一五二・〇
	竹田市大字玉来字玉来九一三番一地先まで	後	四八・〇 一〇・三	一五二・〇
県道神原玉来線	竹田市大字吉田字横枕三四一番一〇から	前	一・一・五 六・〇	三九三・〇
	竹田市大字玉来字玉来九八三番地先まで	後	二四・九 一・二・五	三九三・〇

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和二年三月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十百分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年三月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数 一九、三二九人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二〇、八〇五人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、一〇六人
別府市	三三、三七一人
中津市	二二、九九三人
日田市	一八、一八二人
佐伯市	二〇、三七三人
臼杵市	一一、〇〇一人
津久見市	五、〇八七人
竹田市	六、二七九人
豊後高田市	六、三五〇人
杵築市	八、二七一人
宇佐市	一五、六六一人
豊後大野市	一〇、二五三人
由布市	九、五七三人
国東市・姫島村	八、七一〇人

令和二年三月六日

大分県報（告示・選管委告示）

日 出 町 七、八七二人  
九重町・玖珠町 七、〇七〇人

## ○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年三月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量  
大分県警察本部庁舎別館ほか十四施設で使用する電気  
二百八十一万三千三百二十六キロワットアワー
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県警察本部警務部会計課  
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日  
令和二年一月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社大分営業所 所長 近 藤 芳 史  
大分市金池町二丁目三番四号
- 五 落札金額  
三千八百九万三千百七十三円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日  
令和元年十二月三日

## ○監 査 公 表

監査委員公表第650号

令和元年12月3日付け監査第647号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和二年3月6日		大分県監査委員 首 藤 博 博 子 文
令和元年7月10日、8月6日		大分県監査委員 長 野 恭 正 臣
令和元年7月11日、8月6日		大分県監査委員 三 浦 正 秀 行
令和元年7月11日、8月6日		大分県監査委員 小 嶋 秀 行
医療政策課	令和元年7月10日、8月6日	指摘事項① 小児救急医療対策事業費補助金（概算払）について、2か年度続けて額の確定が補助金交付要綱に定められた実績報告書の提出期限から6か月以上経過して行われているほか、間接補助事業者への支出書類に不備があるため事業の完了が確認できないにもかかわらず額の確定を行っている事例が確認された。
高年齢者福祉課	令和元年7月11日、8月6日	指摘事項① 指摘事項② 災害医療体制整備推進事業費補助金（精算払）について、補助金交付要綱に定められた検査調書等が全ての補助事業者から提出されていないにもかかわらず、額の確定及び支払いを行っている事例が確認された。
		措置状況② 今後、新規事業を実施する際は、交付要綱を速やかに作成するとともに、実績報告書の提出期限の遵守を徹底する。

<p>月6日</p>	<p>複数事業所連携事業費補助金について、実績報告書が監査日現在において未だ提出されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 実績報告書を未提出の実施主体に対し、報告書の作成指導を行い、その後、全ての実施主体から実績報告書が提出されている。 なお、今年度においては、補助事業の開始時点から各実施主体に対し、補助事業の事務処理に関する資料を配付し、説明を行っている。 また、随時、電話連絡やメールを送付し、事業進捗状況の把握と適正な事務処理の実施を指導しており、実績報告書の提出期限の厳守を併せて徹底している。</p> <p>指摘事項② 複数事業所連携研修事業コーディネーター業務委託について、委託業務の実績の確認がなされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況② コーディネーターの活動内容については、平素から電話やメールにより確認していたところであるが、その後、コーディネーターの活動記録を基に追加の報告書の提出を受託先から受け、改めて事業実績の確認を行った。 また、今後も、コーディネーターとの連絡・連携を密にし、実績報告書において、活動実績の記載漏れが無いよう注意するとともに、事業効果が一層向上するよう努める。</p>			<p>措置状況 システムを導入する場合は、導入後に混乱が生じないように、十分に試験運用期間を設けるとともに、利用者に対する周知を行うよう徹底していく。 また、関係課とこれまで以上に緊密に連携をとり、適切な執行管理に努める。</p>
<p>(知事部局・生活環境部)</p>		<p>(知事部局・農林水産部)</p>		
<p>循環社会推進課 令和元年6月24日、7月29日</p>	<p>指摘事項 産業廃棄物処理業者施設管理システム開発委託について、履行確認が不十分であったため業務に支障が生じ、改修を別の委託契約において実施している事例が認められた。</p>	<p>施設整備課 令和元年7月19日、8月9日</p>	<p>(知事部局・土木建築部)</p>	<p>指摘事項 会計書類の保管について、平成29年度定期監査において注意事項とされているが、措置状況のとおりに事務事業が行われている状況が確認できず、適切な保管がなされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 管理簿への記入を注意喚起するため、キャビネットにシール貼付するとともに、課内会議等で会計書類の適切な保管について、改めて周知徹底を行った。 また、「設計書持出確認表」に所属長の決裁</p>

		欄や持出日の記入欄を設けるなど様式を変更し、「設計書持出（貸出）管理簿」に改めた。	(知事部局・総務部)	大分県東部振興局	令和元年6月4日から6月6日まで、6月21日	注意事項 森林保育事業に係る治山工事について、検査調書に記載された完成数量は出来高確認書に記載された数量よりも過小な当初設計の数量であるなど、検査が適正に行われていない事例などが確認された。
(企業局)		指摘事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。			令和元年6月4日から6月21日	注意事項 最終実績数量については、指示・承諾・協議書等の書面により複数の者で確認するよう職員に周知した。 また、設計変更が必要となる場合には、業者と書面による確認を行い、遅滞なく適正な処理を徹底する。
企業局	令和元年6月4日から6月6日まで、6月24日	指摘事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。			令和元年6月18日から6月20日まで、7月9日	注意事項① ETCカードの管理について、ETCカード出納簿が作成されていなかった事例が認められた。
(教育庁)		指摘事項 県立学校総合フレームルサービスタム賃借契約について、「地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令」の適用対象であるにもかかわらず、必要な手続が行われていなかった事例が認められた。	大分県南部振興局		令和元年6月18日から6月20日まで、7月9日	注意事項① ETCカード出納簿を令和元年7月に作成するとともに、平成24年5月7日付け用度管理課通知に基づく適正な事務処理について、総務第一班職員に周知・徹底を行った。 今後は、担当職員の引継書に明記するとともに、担当班総括による確認を年度当初に行うことにする。
教育財務課	令和元年7月3日、8月5日	指摘事項 県立学校総合フレームルサービスタム賃借契約について、「地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令」の適用対象であるにもかかわらず、必要な手続が行われていなかった事例が認められた。				注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
2	注意事項についての措置状況	措置状況 契約事務に携わる職員全員に、審査・指導室が作成した「特定調達契約（WTO）のてびき」を配布し、適用区分及び適用基準額について、再確認した。今後とも、適正な契約事務に努める。				措置状況② 昨年度、交通事故発生後に開催した局衛生委員会において、事故内容を共有し、安全運転の周知・徹底を行った。 さらに今年度は、佐伯警察署の警察官を招い
監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況				

	<p>た交通安全講話を実施するとともに、「10分」「5秒」「3秒」の交通安全運動（10分前出発、5秒間の周辺確認、3秒間の車間距離）に取り組んでいる。</p> <p>今後もこれらの取組を積極的に行うとともに、令和元年9月30日付け人事課及び用度管財課連名通知（公用車の交通事故防止の徹底について）における衝突事故防止等の取組を徹底し、事故の再発防止に努める。</p>	<p>おおいいた創生推進課</p>	<p>令和元年7月22日、8月21日</p> <p>注意事項 大分県移住者店舗等開設支援事業費補助金について、実績報告書で間接補助事業者への支払いの確認をせず、事業が完了していないにもかかわらず、額の確定を行っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況 補助事業者である市町村に対し、説明会にて当該年度内の支払いを徹底するよう指導するとともに同内容の文書を通知した。 今後は、補助金交付申請・実績報告等の各段階について、複数職員でのチェックの徹底強化を図り、同様の事例が発生しないよう努める。</p>
<p>大分県西部振興局 令和元年6月12日から 6月14日まで、8月22日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故を起こした職員には局長から嚴重注意をするとともに、事故防止に向けた取組として、全職員への交通安全啓発動画の配信、年2回の交通安全講習会の実施、局内部長会議における交通事故防止に向けた注意喚起、局内衛生委員会での交通安全を題材にした情報共有等を行った。</p> <p>本年度はこれらの取組に加え、職員の交通安全の意識醸成及び交通安全の知識の習得を図るため、下記についても取り組んでいる。 ア 職員が自ら話し合い、部ごとに決定した、交通事故の具体的防止策を執務室内に掲示 イ 月2回、事故防止啓発のための庁内放送を実施 ウ 全公用車のタックスボード等に駐車時や車間距離確保についての注意喚起を貼付 エ 管内の危険箇所等を示したマップの作成 今後もこれらの取組を積極的に行うとともに、令和元年9月30日付け人事課及び用度管財課連名通知（公用車の交通事故防止の徹底について）における衝突事故防止等の取組を徹底し、事故の再発防止に努める。</p>	<p>(知事部局・生活環境部)</p> <p>循環社会推進課</p>	<p>令和元年6月24日、7月29日</p> <p>注意事項 大分県3R研究開発等事業費補助事業について、事業実績報告書の補助対象事業費に計上誤りがあったため、補助金を過大に交付している事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに返納処理を行った。 今後は、事業主体と緊密に連絡をとり、事業実施内容のより正確な確認を徹底するとともに、複数の職員で丁寧な書類チェックを行い、適正な執行管理に努める。</p> <p>注意事項① 公用車の交通事故について、事故報告に係る処理が長期間なされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 「公用車等による交通事故処理要綱」を改めて確認するとともに、今回の事案を戒めとして活かしていけるよう確実に業務引継を実施する。 また、事故発生時及び発生後に必要な対応等</p>
<p>(知事部局・企画振興部)</p>		<p>防災局防災対策企画課</p>	<p>令和元年6月24日、7月29日</p>

令和二年三月六日

大分県報（監査公表）

	<p>を職員一人ひとりに再認識させるため、局内全職員を対象とした研修を実施するとともに、事故が発生した場合の連絡体制等を整理した「事故発生時連絡カード」を局内全職員に配布した。</p> <p>注意事項②          公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況②          事故を起こした職員には、安全運転を心がけることを堅く誓約させるとともに、局内全職員に今回の事故を周知し、同様の事故が発生することのないよう、注意喚起を行うとともに安全運転の励行を促した。</p>	<p>森林保全課</p> <p>令和元年7月31日、8月27日</p>	<p>税込みになっており、消費税を補助対象外とする補助金交付要綱等に反している事例が認められた。</p> <p>措置状況          消費税込みになっていた請求書を税抜きに修正し、補助相当額にかかる消費税については間接補助事業者からリース会社へ別途支払いをするための手続を進めているところである。          今後の再発防止に向けて、事業事務の各段階における複数職員でのチェックの徹底・強化を図るとともに、補助事業者である市町村に対し、補助事業の要件やリース事業における補助対象経費の算定基準等について再度説明を徹底する。</p> <p>注意事項          公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況          乗車時の前後左右の安全確認、駐車時の複数名で乗車の場合は1人が降車し誘導する、1人で乗車の場合は車幅や駐車場周辺の状況を十分に確認して行うといった事故防止対策について注意喚起した。          今後も交通法規の遵守を徹底し、引き続き財産の保全に努めるとともに、事故が発生した場合には速やかに適正な処理を行うこととする。</p>
<p>(知事部局・商工観光労働部)</p> <p>工業振興課</p> <p>令和元年6月26日、6月28日、9月4日</p>	<p>注意事項          消耗品の購入について、見積書を徴したうえで納品を受けたが、事業担当者が見積書を紛失し、さらに支出負担行為を整理しないまま失念・放置し、過年度に納品を受けたものを現年度予算で支出した事例が認められた。</p> <p>措置状況          発注先より未払の連絡を受けて速やかに、当時の事業担当者及び経理担当者に事実確認を行い、現年度予算にて支払いを行った。          今後は、発注先より見積書等の伝票を受け取った後に、ただちに経理担当者に提出することを確認し、複数職員による確認を行うことで、再発防止を徹底する。</p>	<p>(知事部局・土木建築部)</p> <p>河川課</p> <p>令和元年7月17日、8月8日</p>	<p>注意事項          時間外勤務手当について、時間外勤務をしているにもかかわらず、時間外勤務命令の事務処理を失念し、当該手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況          未払いの時間外勤務手当は、令和元年9月に本人あて支払いを行った。今後は、振替日を課</p>
<p>(知事部局・農林水産部)</p> <p>おおいたブランド推進課</p> <p>令和元年8月1日、8月26日</p>	<p>注意事項          食品企業連携産地拡大推進事業費補助事業について、間接補助事業者が機械リースに係る補助相当額としてリース会社に支払った額が消費</p>		



	<p>及び職員のe-officeスケジュールに記載し見える化することにより、所属長、統括推進員、班総括の複数人でのチェック及び声掛けを行い、職員の振替日における休暇の取得漏れを防ぐ。</p> <p>また、やむを得ず振替日に勤務させる場合は事前の時間外勤務命令を徹底する。併せて、勤務時間管理システムによる時間外勤務の把握を徹底する。</p>	別府土木事務所	令和元年5月21日、5月22日、6月28日	<p>所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。</p> <p>今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>
豊後高田土木事務所	<p>令和元年8月20日、8月21日、9月5日</p> <p>注意事項 通勤手当に係る特別料金等加算額について、高速道路等の利用回数が実際に通勤した回数（4分の3を超えていない月があったにもかかわらず、減額調整を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 通勤手当の特別料金加算額で減額調整を行っていない職員について、令和元年8月に返納処理を行った。</p> <p>また、高速道路利用者全職員に対して説明会を行い、制度について再認識させた。</p> <p>今後は、高速道路の利用実績確認を複数の職員でチェックする体制を整え、高速道路利用実績簿の様式に「勤務を要する日」及び「利用不可回数」の考え方を明示し、制度に基づいた適正な事務処理を行う。</p>	別府土木事務所	令和元年5月21日、5月22日、6月28日	<p>措置状況① 人事課給与調整班と協議のうえ、高速道路の利用実績が月の半数を超えない月から遡って通勤届の経路変更の申請を行うよう職員を指導し、支給済の通勤手当については、過払相当額を算定し、令和元年10月に返納させた。</p> <p>また、高速道路利用者全職員に対して個別に説明を行い、制度について再認識させた。</p> <p>今後は、毎月、事務担当職員が高速道路の利用実績を確認する際に通勤届の認定区間と利用実績にかい離がないかについても確認をし、実態に合わせた指導を適時適切に行う。</p>
国東土木事務所	<p>令和元年8月20日、8月21日、9月5日</p> <p>注意事項 道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況</p>	別府土木事務所	令和元年5月21日、5月22日、6月28日	<p>措置状況② 道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p>

	<p>所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。</p> <p>今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>	<p>日田土木事務所</p>	<p>うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。</p> <p>今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>
<p>大分土木事務所</p> <p>令和元年5月23日、5月24日、5月27日、6月28日</p>	<p>注意事項 通勤手当の特別料金等加算額について、高速道路等の利用不可の判定を誤ったことから、利用回数が実際に通勤した回数の4分の3を超えていない月に係る減額調整を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 通勤手当の特別料金加算額で減額調整を行っていないなかった職員について、令和元年6月に返納処理を行った。</p> <p>また、高速道路利用者全職員及び事務担当職員に説明会を行い、制度について再認識させた。</p> <p>今後は、高速道路の利用実績確認を複数の職員でチェックする体制を整え、「利用不可」の理由について精査し、制度に基づいた適正な事務処理を行う。</p>	<p>令和元年5月14日、5月15日、6月5日</p>	<p>注意事項① 用地交渉手続について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 支給漏れの用地交渉手続については、令和元年11月に追給した。</p> <p>今後は、用地班で用地交渉従事者の一覧表を作成し、用地担当職員が交渉日誌の閲覧時に総務事務システムの入力状況を確認する際に一覧表でのチェックも行い、当該手当の支給漏れの再発防止に努める。</p> <p>注意事項② 道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるように道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況② 所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。</p> <p>今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>
<p>豊後大野土木事務所</p> <p>令和元年8月29日、8月30日、9月10日</p>	<p>注意事項 道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるように道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならないと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況 所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行</p>	<p>令和元年8月22日、8</p>	<p>注意事項</p>

宇佐土木事務所

	<p>月23日、9月10日</p> <p>道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならぬと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> <p>措置状況 所内（課長・班総括）会議において、道路区域変更に係る公示手続について適切な時期に行うよう徹底し、併せて職員に対しても周知徹底した。</p> <p>今後は、実施予定、実施中の道路工事一覧表を作成し、毎月開催する所内（課長・班総括）会議で情報共有と進捗管理を行う。</p>	
<p>企業局</p> <p>令和元年6月4日から6月6日まで、6月24日</p>	<p>注意事項① 事故により廃棄した公用車に係る自動車重量税について、還付申請手続が行われておらず、調定漏れになっていた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 令和元年6月7日付けで業者が税務署に重量税の還付申請を行い、7月29日に振り込まれた。</p> <p>今後は、公用車の購入仕様書に廃車車両に係る重量税の還付についても記載する。</p> <p>注意事項② 県と共同で行っているダム管理業務の管理費用に係る負担金の請求について、誤って負担対象額から控除すべき金額を算入している事例が認められた。</p> <p>措置状況② 災害復旧等のため地方自治法第252条の17</p>	
	<p>の規定に基づき広島県へ派遣された職員（H31.2.1～H31.3.31 1名）の派遣期間に係る人件費は、受入先の広島県が負担するためプロケーションの対象から控除すべきであった。過大に請求していた金額については、令和元年度の負担金算定において精算する。</p> <p>今後は、災害に伴う職員派遣等があった場合のプロケーション対象経費について事前に十分確認を行う。</p> <p>注意事項③ 電柱設置のための土地使用料について、単価が改定されたにもかかわらず、改正前の金額で徴収していた事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 全ての使用許可を再確認し、誤りのあった4件に関しては、還付等の処理を行った。</p> <p>今後は、単価の改定や更新手続等の管理を容易に行うことができるシステム（エクセル）を作成する。</p>	
<p>病院局</p>	<p>令和元年6月4日から6月6日まで、6月25日</p>	<p>注意事項① 通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用の認定対象とならない区間を認定し手当支給していた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 誤っていた分については監査終了後、返納処理済。また今年度の各手当現況確認時に、再度全職員の手当認定の確認をした。</p> <p>今後は、手当認定及び給与計算の終了後に副任職員が再度確認（繁忙期を過ぎた7月～8月）をすることで、同様の事例が起らないよう適正処理を徹底していく。</p> <p>注意事項② 資産の会計処理について、同一種類の器械備品</p>

	<p>について複数の耐用年数を適用していたり法令と異なる耐用年数を適用した結果、帳簿価額に誤りが生じているなど正確性を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況②          法令基準や企業会計事務等の習熟に務めるとともに、確認体制の強化・徹底を図り、適正な事務処理に努める。</p> <p>テ 器械備品について          今後は地方公営企業法施行規則別表に従い適切な耐用年数を適用する。耐用年数の適用に当たっては、過去の同一機種の確認や機器の特性等の精査を徹底するとともに、備品台帳への登録内容等の確認体制の強化を図る。</p> <p>イ 電話加入権について          取得時価額により資産計上している現評価額について、国税庁財産評価の標準価額（@1,500円）に基づき再評価処理を行う。</p> <p>ウ 美術品（100万円未満）について          未償却であった絵画2点（平成27年9月10日取得）について、本年度から減価償却を行う。</p> <p>エ 過年度分医業外未収金について          債務者の把握を行い、正確な数値を反映する。今後も継続して、納入通知書発行簿・総勘定元帳・収入伝票等の確認の徹底に取り組む。</p>	<p>契約内容に変更があった場合には、設計変更を必ず行うよう徹底した。          今後とも、適正な契約事務に努める。</p>
<p>（教育庁）</p> <p>教育財務課</p>	<p>令和元年7月3日、8月5日</p> <p>注意事項          ネット安全教育推進事業委託について、契約締結後に仕様書に定めた業務の一部を変更したにもかかわらず、委託料の設計変更を行っていないことが事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>	